

## Do コミック(店舗等事業者向け電子コミック配信サービス)利用規約

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この Do コミック 利用規約(以下「本規約」といいます。)は、エヌ・ティ・ティ・メディアサブライ株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する店舗等事業者向け電子コミック配信サービス「Do コミック」(以下「本サービス」といいます)について、その利用者に適用される利用条件を定めることを目的としています。

2 本規約に定める条件と関係する他の規約や規定が相違又は矛盾する場合は、本規約の定めが優先して適用されるものとします。

#### (利用規約の変更)

第2条 当社は、契約者の利益となる場合、あるいは、契約者の不利益となる場合であっても、経済情勢の変動、雇用環境の変化、為替の変動、電気料金、通信料金、サーバの管理費用、その他本サービスの提供に通常必要となる諸費用の額の変動、本サービスに関する法規制や行政指導等の改正や変更、本サービスに代わるサービス提供(当社による場合に限りません。)の有無、天変地異、紛争並びに感染症の流行又はそれに伴う政府の要請に基づく事業内容等の急変等の不可抗力、労働争議の発生、その他本サービスに関する一切の事情に鑑み、本サービスの安定かつ継続的な提供という本規約に基づく取引の目的を達することが困難と判断される場合、民法第548条の4の定めに従い、本規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は変更後の規約を適用するものとします。

2 当社は、前項の変更を行う場合、本規約を変更する旨ならびに変更後の規約の内容および効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載やその他の適切な方法で周知します。

#### (用語の定義)

第3条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1)本サービスとは、当社が別に提供する「DoSPOT(店舗等事業者向け Wi-Fi サービス)」(以下「DoSPOT」といいます)の契約者向けに提供する有償の付加機能で、その営業区域への来訪者等に向けて電子コミック閲覧環境を提供するサービスをいいます。

(2)DoSPOT とは、当社が別に定める、【DoSPOT(店舗等事業者向け Wi-Fi サービス)利用規約】により提供するサービスをいいます。

(3)「電子コミック」とは、当社が指定する漫画書籍の内容を持つデジタル形式のコンテンツ(以下、「コンテンツ」といいます)のことをいいます。

(4)「契約者」とは、本規約に同意し、当社と利用契約を締結したものをいいます。

2 その他の用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、当社が別に定めるDoSPOT 利用規約で使用する用語の意味に従います。

(5)「利用者」とは、契約者が営む店舗・施設等、又は営業区域において、本サービスのコンテンツを閲覧するものをいいます。

(6)「自営端末設備」とは利用者がコンテンツを閲覧するために用いる設備のことをいいます。

## 第2章 サービス

### (サービスの機能)

第4条 本サービスは、DoSPOT の接続機能を利用し、無線アクセス認証機能対応ルータ(以下、「無線 AP」といいます)に接続した自営端末設備に対し、その自営端末設備の利用者の要求に応じて、コンテンツを無制限に配信します。

## 第3章 利用契約

### (利用契約の成立)

第5条 当社は、DoSPOT の契約者が本規約に同意の上、当社が指定する方法にて申込みを行い、当社がその申込みを了承したことをもって、本サービスの利用契約の成立とみなします。

### (契約の単位)

第6条 当社は、DoSPOT の無線APの1台の設置ごとに、その都度、利用契約を締結します。

### (利用契約締結の条件)

第7条 当社は、以下の各号に定める条件をすべて満たす場合のみ、本サービスを提供します。

- (1) DoSPOT の利用契約を締結する、又は利用契約を締結済みであること。
- (2) 契約者が営む店舗・施設等への集客・露出拡大を目的として、店舗・施設等の名称、Do コミック提供住所等を特定電気通信事業者、エリアオーナー及び協力事業者(DoSPOT 規約別記2に定める事業者)に提供し、ホームページ、スマートフォンアプリ等で開示することに承諾すること。
- (3) 西日本電信電話株式会社の提供する「フレッツ・まとめて支払いサービス利用規約」に同意し、料金回収代行サービス「フレッツ・まとめて支払いサービス」の利用契約を締結の上、本サービスに係る利用料金を支払うこと。もしくは、NTT ファイナンス株式会社の提供する「tabal メンバー規約」及び「tabal まるごと決済ご利用規約」に同意し、料金回収代行サービス「tabal まるごと決済」の利用契約を締結の上、本サービスに係る利用料金を支払うこと。

2 前項第3号について店舗等事業者が西日本電信電話株式会社、及び NTT ファイナンス株式会社の定める基準を満たすことが出来ない場合、料金回収代行サービスの利用契約を締結できない可能性があります。その場合、本サービスの利用契約を締結することはできません。

3 第1項に定める条件に全て同意いただいた場合においても、本サービスの申込を行お

うとする店舗等事業者が、第15条(月額利用料金)第2号の適用を繰り返し、本サービスの月額利用料金の支払いを不当に免れるおそれがあると当社が判断した場合は、当社は当該申込を承諾しない場合があります。

#### (契約の解除)

第8条 当社は、第12条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第12条(利用停止)の規定に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用を停止せずにその利用契約を解除することがあります。

3 契約者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第12条(利用停止)の定めにかかわらず、本サービスの利用を停止せずにその利用契約を解除することがあります。

(1) 不正の目的をもって本サービスを利用した場合。

(2) 契約者において破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立があった場合。

4 当社は、契約者が、本サービスが付加される DoSPOT の利用契約を解除された場合、その理由の如何に関わらず、本サービスの利用契約を解除します。

#### (契約の終了)

第9条 本サービスの解約を希望する契約者は、当社の指定する方法で、事前に当社に対して解約の申込を通知することにより、利用契約を解約できるものとします。

2 契約者が前項の通知を怠った場合、契約者は当社に対し利用契約終了の旨を主張することはできないものとします。

3 当社は、本サービスが付加される DoSPOT の利用契約が解約された場合、第1項の定めに関わらず、本サービスの利用契約を解約するものとします。

4 利用契約の解約時まで、契約者が本サービスを利用することにより発生した全ての債務は、利用契約の解約後といえども存続し、契約者は当社に対し、その債務の履行義務を負うこととなります。また当社は、既に支払われた利用料金等の払い戻し義務を一切負わないとともに、利用契約の解約に伴って契約者は当社に対して、いかなる請求権も取得しないものとします。

#### (譲渡の禁止)

第10条 契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡できないものとします。

### 第4章 利用中止等

#### (利用中止)

第11条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 本サービスが付加される DoSPOT の通信利用を中止されたとき。

(2) 当社設置設備その他当社の電気通信設備の保守又は工事の必要があるとき。

- (3) 本サービス用のシステムに障害等が発生したとき。
- (4) 本サービスの提供に要する電力の供給停止があったとき。
- (5) 火災等の事故、地震・洪水等の天災、又は戦争・暴動等の不可抗力により、本サービスの提供が困難となったとき。
- (6) 本サービスに関し第三者から当社へのクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めたととき。
- (7) 当社が運営上または技術上、利用の中止が必要であると判断したとき。

#### (利用停止)

第12条 当社は、契約者が次の各号いずれかに該当する場合には、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 本サービスが付加される DoSPOT の利用が停止されたとき。
- (2) 第25条(契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたととき。
- (3) 第7条(利用契約締結の条件)第1項第3号に定める料金回収代行サービスの支払期日を72日以上遅延したとき。
- (4) 前号のほか、本規約の規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼす恐れがある行為をしたとき。

#### (廃止)

第13条 当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。

- 2 当社は、本サービスの廃止を行う場合、予め契約者に通知することとします。

## 第5章 通信等

### (通信の条件)

- 1 本サービスに係る通信は、DoSPOT の接続機能で行われ、無線区間は暗号化されません。
- 2 本サービスを契約者及び利用者が利用する際の同時接続数は、DoSPOT の無料インターネット接続機能の同時接続数に準拠します。

### (利用の制限)

第14条 契約者は、本サービスが付加される DoSPOT の利用が制限された場合、本サービスを利用できません。

- 2 契約者は次の各号に定める場合には本サービスを利用できないことがあります。
  - (1) 本サービス用のシステムが著しく輻輳したとき。
  - (2) 当社が予め設定した数を超えて複数の通信が同時に行なわれるとき。
- 3 契約者が一定時間通信を行わないときには、その接続を切断することがあります。

## 第6章 料金

(月額利用料金)

第15条 本サービスの月額利用料金は、次の各号に定める通りとします。

- (1) 月額利用料金は、2,000 円(税込 2,200 円)とします。
- (2) 本サービスの提供開始日を含む月の月額料金は無料とします。
- (3) 本サービスの契約の終了日を含む月の月額利用料金については、契約終了日に抛らず 1 か月分の月額利用料金が発生します。利用日数に応じた月額利用料金の日割は行いません。
- (4) 無線 AP の稼動に係る電気料金は、当社では負担しません。

2 前項での月額利用料金とは本サービスの提供にのみ係る料金を意味するものであり、本サービスが付加される DoSPOT の提供を受ける場合の月額利用料は DoSPOT 利用規約に定めるとおり、別途発生します。

(工事費)

第16条 本サービスの提供にあたり、工事費は発生しません。

2 前項での工事費とは本サービスの提供にのみ係る料金を意味するものであり、本サービスが付加される DoSPOT の提供を受ける場合の工事費は DoSPOT 利用規約に定めるとおり、別途発生します。

(月額利用料金の支払義務)

第17条 本サービスの契約者は、本規約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービスの契約を解約する日の前日までの期間(提供を開始した日と解約又は解除のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、第15条(月額利用料金)に規定する利用料金の支払いを要します。

2 但し前項の定めに関して、当社の責に帰すべき理由により、本サービスを全く利用できない状態(本サービスについて著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となるときを含みます)にあることを当社が知った時刻から起算して72時間以上その状態が連続したときには、当社がそのことを認知した時刻以後の利用ができなかった時間に相当する日数(24時間に満たない部分は切り捨てます)に対応する月額利用料金について、契約者に支払義務はありません。

(割増金)

第18条 契約者は、月額利用料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第19条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。但し、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りであり

ません。

(料金の端数処理)

第20条 当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。

## 第7章 損害賠償

(責任の制限)

第21条 当社は、当社の責に帰すべき理由により、本サービスの全断等の大規模故障が発生した場合、契約者が本サービスを全く利用できない状態(本サービスについて著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となるときを含む。)にあることを当社が知った時刻から起算して72時間以上その状態が連続したときには、当社がそのことを認知した時刻以後の利用ができなかった時間に相当する日数(24時間に満たない部分は切り捨てる。)に対応する月額利用料を上限として賠償します。

2 当社は、無線 AP や自営端末設備等の不具合等の一般的な故障によるサービスの中断については賠償を行いません。ただし、当社の故意または重大な過失により契約者に損害を与えた場合は、この限りではありません。

3 天災地変等、当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償を行いません。ただし、当社の故意または重大な過失により契約者に損害を与えた場合は、この限りではありません。

4 当社は、無線特性に起因する事象により、本サービスの全部を提供しなかったこと又は無線特性に起因する事象による提供内容に問題があったことによって生じた損害について、一切責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失により契約者に損害を与えた場合は、この限りではありません。

## 第8章 免責

(免責)

第22条 当社は、次の各号に定める事由のいずれかに起因して生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 契約者の責に帰すべき事由に起因するインターネット接続サービスの不具合。
- (2) 当社から提供するハードウェア、ソフトウェアおよびデータベース以外の利用者の設備の障害、または性能値に起因する不具合。
- (3) 管理者の細心の注意をもってしても防御し得ない本サービスのシステム等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受。
- (4) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害。

- (5) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・搜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分。
- (6) 当社の責に帰すべからざる事由による、情報素材の搬送途中での紛失等の事故。
- (7) 本サービスの利用にあたり、利用者の使用する端末機器の故障、紛失、第三者からのマルウェア、スパイウェア、ウィルス、ハッキング・クラッキング等による攻撃、又は使用上の過誤により発生した損害。
- (8) 本サービスで利用者に提供されるコンテンツまたは誘導先のWEBサイトが提供するテキストまたは画像データにより発生した損害。
- (9) その他当社の責に帰すべからざる事由。

2 当社の契約者に対する損害賠償責任の範囲は、契約者に直接かつ現実に被った通常の損害を上限として賠償するものとし、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害（特別損害）および逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失により契約者に損害を与えた場合はこの限りではありません。なお、本規約のいかなる規定にもかかわらず、本項の規定は当社が本規約に基づいて負う損害賠償責任の全てを定めるものとします。

#### (自己責任の原則)

第23条 契約者は、契約者又は利用者の本サービスの利用に伴い第三者に対して損害を与えた場合、第三者からクレームが通知された場合、当社はこれに一切関与しないものとし、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者又は利用者の本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合または第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。

2 当社は、契約者又は利用者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に対し当該損害の賠償を請求することができます。

### 第9章（権利）

#### (権利帰属)

第24条 本サービスのコンテンツまたは誘導先のWEBサイトが提供する文字、動画、画像、音声、イラスト、デザイン、商標、ロゴマーク等に関する一切の権利(著作権、著作隣接権その他一切の知的財産権)は、当社又は当社が利用許諾を受ける第三者に帰属するものとします。

### 第10章(雑則)

#### (契約者の義務)

第25条契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める事項を遵守していただきます。

- (1) 当社の指定する方法以外で本サービスの利用を行わないこと。
- (2) 故意に本サービスを利用できる状態を保留したまま放置し、コンテンツ配信用サーバ等の電気通信設備に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。なお、第26条(禁止行為)に定めに抵触すると当社が判断した場合には、本号の義務違反があるものとみなします。

(禁止行為)

第26条契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行わないものとします。

- (1) 法律、命令、処分、その他の規則に違反する行為。
- (2) 犯罪行為を助長する行為、その他犯罪行為に結びつく行為。
- (3) 当社または第三者が有する著作権、商標権、肖像権、プライバシーその他の権利、利益を侵害する行為。
- (4) 有害なコンピュータープログラム等を送信又は書き込む行為。
- (5) 当社または第三者を誹謗中傷し、またはその名誉、信用を害する行為。
- (6) その行為が前各項のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを貼る行為。
- (7) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。
- (8) 第15条(月額利用料金)第2号の適用を繰り返すことで、本サービスの月額利用料金の支払いを不当に免れる行為。

(個人情報の扱い)

第27条当社は、本規約に定めるほか、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針を定め、これを当社のインターネットホームページにおいて公表します。

(合意管轄)

第28条契約者と当社との間でこの規約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第22条本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(附則)

平成26年10月30日制定

令和2年4月1日改定

令和3年3月30日最終改定



以上